

砺波法人会報

令和5年1月 第157号



目 次

令和5年 新春を迎えて	2
年頭のごあいさつ	3
納税功労者表彰・新年あいさつ	4
第38回法人会全国大会「千葉大会」	5
令和5年度税制改正に関する提言	6~7
国会議員・各市長等に提言書交付	8
わが社を支える若手社員と会社案内	9
全国青年の集い沖縄県大会	10
青年部会・女性部会だより	11
講演会・研修会だより・新入会員紹介	12
税に関する絵はがきコンクール賞状授与	13
税についての作文紹介	14~15
税の【ポスター・書・標語】	16~17
税理士会だより	18
税務署だより	19~21
市役所だより	22

めざします

会員の会員による
会員のための法人会を!

消費税期限内納付
法人会 一声運動



令和5年 新春を迎えて

砺波法人会 会長 齊藤 啓作

皆様、新年明けましておめでとうございます。令和5年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。会員の皆様には、平素より「公益社団法人砺波法人会」の事業活動に格別のご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は一年を通して新型コロナウイルス感染が収束せず、しかもオミクロン株が猛威を振るい年末には第8波の中で新年を迎えることになり、今後どのように推移していくのか憂慮される一年になろうかと思います。またロシアによるウクライナ侵攻も、あと数ヶ月で一年を経過するなど戦乱の早期終息が見えない状況の中、この戦争によって原油・小麦をはじめとする諸物価の高騰など世界的に大きな影響を及ぼしている今日、一日でも早く終結する事を念願いたしますと共に、私たちも一国民として今後の国の在り方について、現実を直視し冷静な判断をする機会だとも考えます。

この様な厳しい経営環境の下で会員の皆様には自社経営に大変苦労されている日々であったかと思いますが、当法人会の事業活動への多大なご協力により、概ね計画通りに実行でき心から感謝申し上げますと同時に、今年度も残すところあと数ヶ月ですが何卒よろしくお願ひ致します。また、昨年の事業実行について振り返ってみると、大きな課題でありました会員拡大と加入率について会員の皆様の尽力と共に提携保険会社の協力もあり、加入率については目標を達成することができました。女性部・青年部の会員拡大と充実についても一定の成果があったと思いますが、より一層の努力と協力が必要あります。そして例年実行しております租税教育事業も、関係各位の協力により着実に成果が浸透していると感じております。税務当局からも、本事業に対し感

謝と期待もされていることから今後も大きな基幹事業として、青年部・女性部の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。更に毎年11月の「税を考える週間」に合わせて、令和5年度の税制改正に関する提言を3市の市長・市議会議長をはじめ、柴田巧参議院議員にも協力の要請を致しました。その中でも特に会員企業に関係する、諸施策の要望事項である「中小企業投資促進税制」の延長と「少額減価償却資産」の損金算入の特例措置を撤廃し全額を算入とする。併せて事業承継税制の拡充のうち取引相場がない株式の見直し等々、会員皆様にとって身近な問題の説明と改正推進にご支援を頂きますよう要望いたしました。この要望については、「全国法人会総連合」の格別な事業としても展開されておりますので、着実に推進されるものと期待しております。

昨年度は国内外ともに激動の一年でありましたが、考え方によっては将来に対する転機となつた一年でもあったようにも思います。今年は「兎年」であります。和やかな中でも耳を立て情報収集をしっかり行い、会員企業がより一層発展されますよう念願いたします。

結びにあたり、「砺波法人会」として会員皆様の協力を得て地域社会の限りない発展にも尽力いたす所存でありますので、砺波市・南砺市・小矢部市をはじめ関連諸団体のご指導・ご鞭撻そしてご支援をお願い申し上げますと共に、愛する「となみ野」当地域が活力に溢れた豊かな地となります事と皆様方の益々のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして年頭の挨拶といたします。

表紙説明

利賀の初午(とがのはつうま)は南砺市利賀の上村(うえむら)地区で1月上旬の土曜、日曜日の2日間にわたり、子供達が各地区的家庭を回り離し唄に合わせて舞い、五穀豊穫や家内安全を祈願する、江戸時代後期の文化年間(1804年~1818年)より約200年続く正月行事である。国の選択無形民俗文化財に選択されている。



年頭のごあいさつ

砺波税務署 署長

三浦 一郎

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人砺波法人会の会員の皆様方に、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、発足以来健全な企業経営及び社会の発展に貢献され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に取り組んでこられております。

また、租税教育は社会全体で取り組むべきものとの考え方の下、租税教室の開催へのご支援や児童の税に関する作品の募集活動にご尽力もいただいておりますことに、敬意を表するとともに改めて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、今後どのように推移するか予断を許さない状況が続いており、未だに社会生活、経済活動に大小様々な影響を及ぼしているところです。

このような状況の下でも、私ども税務行政に携わるものといったしましては、引き続き、環境の変化に的確に対応して「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に沿って納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を2本柱としつつ「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けて、「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」の着実かつ継続的な実施に取り組んでいるところです。

また、適正・公平な課税・徴収の実現に向けては、納税者の権利・利益の保護を図りつつ適正な

申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては税務調査等による厳正な対応を行っているところです。

さらに令和5年10月から導入されるインボイス制度につきましては、令和3年10月より適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されているところです。現状においては、会員の皆様方のご協力もあり、既に多くの課税事業者の皆様方に登録を済ませていただいています。

砺波税務署といたしましては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、引き続き事業者の皆様方に制度の内容を十分理解いただき、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただけけるよう、制度の周知・広報や丁寧な相談に取り組んでまいりたいと考えております。会員の皆様におかれましても、制度の導入後を見据えた準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

言うまでもなく、このような取組を推進していくためには、貴会及び会員の皆様のお力添えが必要不可欠であると考えております。新年におきましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新たな年が公益社団法人砺波法人会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



栄えある納税功労者表彰

税知識の普及と納税意識の高揚を図り、申告納税制度の確立に顕著な功績のあった次の方が受賞されました。受彰者各位はいずれも永年にわたり法人会の運営、発展に多大の貢献をされました。
会員一同心よりお祝い申し上げます。

金沢国税局長表彰(11月1日表彰)



第一交易株式会社代表取締役社長

西 能 徹 氏

砺波税務署長表彰(11月18日表彰)



株式会社今井機業場監査役

今 井 逸 子 氏



謹んで新年のお慶びを申し上げます



令和5年元旦

理事	理事	理事	理事	監	監	監	常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	副
理事	理事	理事	理事	監	監	監	任	任	任	任	任	任	任	任	任	会	
女性部会副部会長	女性部会副部会長	青年部会副部会長	青年部会副部会長	事(福)	事(小矢)	事(砺)	(庄)	(城)	(井)	(福)	(福)	(小矢)	(砺)	(波)	(波)	副	
三村美枝子	三村明代	今井逸子	成剛	江山智	山下博	宮田行	山村正	山村正	山村弘	杉正	西比	西合	西嶋克	西村比	西村比	会長	
外役職員一同																長	

小竹明	今井正	江山正	山下明	宮田智	山村正	山村弘	藤神克	杉下比	西合比	西嶋弘	西嶋正	西嶋吉	西嶋芳	西嶋明	西嶋孝	西嶋達	西嶋憲	西嶋吉	西嶋嘉	西嶋喜	西嶋勇	西嶋征	西嶋啓	
三村美枝子	三村明代	今井逸子	成剛	江山智	山下博	宮田行	山村正	山村弘	藤神正	杉下吉	西合吉	西嶋正	西嶋弘	西嶋吉	西嶋吉	西嶋吉	西嶋吉	西嶋吉	西嶋吉	西嶋嘉	西嶋喜	西嶋喜	西嶋征	西嶋啓

第38回法人会全国大会「千葉大会」開催される

第38回法人会全国大会千葉大会が10月13日、千葉市幕張メッセイベントホールを主会場として開催され、本大会は新型コロナウイルス感染症への対応のため、大会・懇親会とも着席・座席指定制とし、受付等での三密を避ける等参加者の安全面・健康面に配慮した運営を行うなどして全国から約1,900名の会員が参加した。

第1部の記念講演は、講師として「キャスター・ジャーナリスト 安藤優子」氏を迎えて、「女性がテレビで働くこと」という演題で記念講演が行われた。

第2部の式典では、全法連の小林栄三会長から主催者代表挨拶があり、その後、来賓を代表して阪田国税庁長官、熊谷千葉県知事、神谷千葉市長からの祝辞を受けた。続いて、各表彰状の贈呈、飯野税制税務委員長による税制改正提言の報告の後、佐賀法人会青年部による租税教育活動の報告が行われた。大会宣言は、野坂筆頭副会長が声高らかに読み上げ、最後に次回開催地の齋藤群馬県連会長が閉会の辞を述べ、大会は盛況のうちに終了した。



主催者挨拶 小林会長



税制改正提言報告 飯野税制税務委員長



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

新型コロナウイルス感染症により甚大な打撃を受けたわが国経済は、最悪期を脱し、「ウィズコロナ」期に入ったと言われている。しかしながら、急激な物価上昇に見舞われ先行きの不確実性が急速に増している。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、返済計画を着々と進める欧米諸国がある一方、わが国はこの問題を封印してきた。さらに、先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という深刻な構造問題も抱えている。

将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

地域経済と雇用の担い手である中小企業はわが国経済の礎である。長期にわたるコロナ禍の影響が依然として残っている上、エネルギーや原材料価格の高騰が重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。健全な経営に取り組んでいる企業が十分に能力を発揮し、その土台が揺らがないよう税財政や金融面での実効性ある対策が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に係る提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和4年10月13日 全国法人会総連合全国大会

令和5年度税制改正に関する提言（要約）

令和5年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策となるよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一括的改革に入るよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いざれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護

が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。こうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に發揮できるような税制の確立である。

- (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万

円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定期的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいなど、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適切であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底とともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべき

である。

- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

●今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

●地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行なうべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

●これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

●また近年、熊本はじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を賠償控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

●欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

令和5年度税制改正を目指して

国会議員及び3市の市長並びに市議会議長に協力依頼

法人会は、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

これらの要望の実現を目指し、柴田巧参議院議員、夏野砺波市長、桜井小矢部市長、田中南砺市長、川辺砺波市議会議長、義浦小矢部市議会議長、蓮沼南砺市議会議長を訪問し、提言書を直接手交して、提言と税制改正実現に理解と協力をお願いしました。



夏野修砺波市長に協力依頼 (11月7日)
齊藤会長・米原税制委員長



柴田巧参議院議員に協力依頼 (11月13日)
齊藤会長



川辺一彦砺波市議会議長・山田順子総務文教常任委員長に協力依頼 (11月7日)
齊藤会長・米原税制委員長



桜井森夫小矢部市長に協力依頼 (11月8日)
齊藤会長・府録小矢部支部長



義浦英昭小矢部市議会議長に協力依頼 (11月8日)
齊藤会長・府録小矢部支部長



田中幹夫南砺市長に協力依頼 (11月8日)
齊藤会長・西村福光支部長



蓮沼晃一南砺市議会議長・水口秀治副議長に協力依頼 (11月8日)
齊藤会長・西村福光支部長

—わが社を支える若手社員と会社案内—



三光合成株式会社
SANKO GOSEI LTD.

本社：富山県南砺市土生新1200番地
TEL：0763-52-1000

●事業内容●

プラスチック製品の製造・販売を行っています。製品以外に、製品を製造するための金型もつくっています。
製品は自動車向け部品が主力で、他に情報・通信機器部品や家電用部品も製造しています。

●若手社員からのメッセージ● 入社3年目 Kさん

同期21名と一緒に入社し、日々、切磋琢磨しながら頑張っています!

三光合成の魅力は、『新しいことに挑戦できるところ』だとおもいます。意欲があれば、積極的に色々なことに挑戦し、自分をどんどん成長させることができます。



三光合成の
ここがスゴイ!

1

お客様は世界です!

アジア・アメリカ、ヨーロッパなど12カ国19拠点あり、グローバルネットワークを拡大中!
国内には、成形工場が8つ、金型工場が2つ、営業拠点が5つ

2

一貫生産体制

製品の設計から製品の量産まで、一貫して行いお客様にお届け

HPはこちら↓

3

創業82周年!

2018年に東京証券取引所の一部上場し、現在はプライム市場に上場



<https://www.sankogosei.co.jp/>

青年部会だより

全国青年の集い 沖縄大会

第36回法人会全国青年の集い沖縄大会が11月24日(木)、25日(金)の2日間、沖縄県沖縄市で開催されました。これまで、コロナ禍の影響を受け制限開催してきましたが、この沖縄大会ではフル開催をし全国から約2300名の青年部会員が集結、砺波法人会からも3名の正副部会長が参加いたしました。

大会スローガン「ゆいまーる 未来をまもり、拓く」のもと、初日は全国440単位会すべてで開催されている租税教育活動について代表12法人会のプレゼンテーション並びに健康経営大賞の発表を見学し、今後の青年部活動を発展させていくためのヒントを得ることができました。

2日目、部会長サミットでは「部会員増強と会の活性化」と題して、多くの単位会が抱えているであろう課題に対して、全国各地の部会長同士のディスカッションに参加し活発な意見交換を行いました。

また、大会式典・記念講演・大懇親会を通して、参加したメンバーそれぞれに学びと気付きを得ることができ、今後の青年部会活動の励みになる良い機会となりました。



沖縄大会主催者挨拶 佐藤知樹青連協会会長



部会長サミット



沖縄大会宣言

沖縄には「ゆいまーる」という言葉があります。「つながる」「助け合う」という意味で、昔から、農作業などを協力し合う「相互扶助」の習慣が根付いています。その精神は時代と共に受け継がれ、沖縄の文化や考え方にも欠かせない特色となっています。「ゆいまーる」の根本は「税」の本質と何ら変わりはありません。支えあって成り立つ社会には、なくてはならないものなのです。

法人会青年部会の活動の柱である「租税教育活動」は、ここ数年のコロナ禍の影響を受けながらも、「税知識の普及」と「納税意識の高揚」を図るために、工夫を凝らし全国各地で活動を継続してまいりました。

また、第2の活動の柱である「財政健全化のための健康経営プロジェクト」は、本大会より本格始動となる「健康経営大賞」により、さらなる推進と普及を図ります。素晴らしい事例をもとに、各青年部会の取り組みがより活発で効果的な活動内容へと成長を遂げるよう、プロジェクトの達成に向けて精力的に邁進してまいります。

「ゆいまーる 未来をまもり、拓く」

時代は留まることを知りません。歴史の教科書に記される様な事象が次々と起き、私たちの生活に影響を及ぼしています。その都度私たちも対応を迫られ、歩んできました。

そしてこの第36回全国青年の集い沖縄大会を契機に、情報の共有と有益な交流を確立し、これからも法人会の活動推進の担い手としての役割を全うし、どのような出来事があろうと、全国の仲間と共に、地域や国の発展を担う子供たちのために、自らが先導者として能動的に明るい未来を切り開いていく覚悟で活動していくことをここに誓い、大会宣言いたします。

青年部会・女性部会だより

租税教室

7月1日・11月15日

南砺市上平小学校では、法人会女性部の池田麻衣子さんが、南砺市南砺つばき学舎では、法人会女性部の米道啓子さんがそれぞれ講師となって、租税教室が開催されました。

砺波税務連絡協議会(砺波税務署管内の関係民間団体で構成)が作成したDVDを使い、税が社会で果たしている重要な役割について、クイズを交えながら、楽しく授業を実施いたしました。

授業では、南砺市でどのような施設に税が使われているかや税の種類等を学び、「マリンとヤマトの不思議な日曜日」のアニメでは「税金がなくなると世の中がどう変わるか。」について、学習しました。また、税収を体感するため、1億円の札束のレプリカに触れるなど身近な税にも体験してもらいました。



南砺市上平小学校

6年生 16名 (7月1日)



南砺市南砺つばき学舎

6年生 7名 (11月15日)

砺波税務署長との懇談会

9月26日



「砺波税務署長との懇談会」が、TONAMI翔凜館において青年部会・女性部会の会員 15 名の参加を得て開催されました。

懇談会の前に、三浦砺波税務署長から、「国税査察官（マルサ）の仕事」と題し、国税組織の概要の説明を三浦

砺波税務署長の今までの実務経験を通して、自己紹介を交えながらわかりやすく講演していただきました。

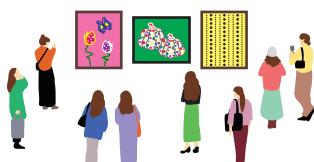
その後、出席した会員と「現在の税務署の状況及びインボイス制度」について、意見の交換を行いました。

女性部日帰り研修会～松本市美術館～

10月18日

松本市美術館は、2021年4月から大改修が始まり、2022年4月にリニューアルオープンをしたのを機に今回訪れました。

当日は、日本を代表する現代アーティスト「草間彌生」の作品が数多く展示されており、その色使い等に圧倒されました。



講演会・研修会だより

9月6日

時局講演会

「台湾海峡に影落とすプーチンの戦争 ～中ロ連携と環日本海情勢～」

外交ジャーナリスト 手嶋龍一 氏

「神の火」に手をかけた男
チェルノブイリ原発を制圧 原子の火を手にした
プーチン



原子の火を手にした
プーチン

原子の火を手にした
プーチン

欧洲最大規模のザボリージャ原発
南ウクライナ原発も掌握



伊緒女流二段

B級に昇級

講座アシスタントを務める

波市生まれ



税を考える週間記念講演会

11月10日

「師匠が語る藤井聰太という才能 ～将棋界の人材育成に学ぶ～」

将棋棋士 杉本昌隆 氏

8月22日
~10月28日

法人税実務講座(計10回)

講師 北陸税理士会砺波支部

税理士 杉林一幸 氏



定例研修会

10月11日

第一講座 源泉所得税の実務のポイント 第二講座 インボイス制度の概要

講師 砺波税務署法人課税部門担当官



11月22日

年末調整説明会

講師 砺波税務署法人課税部門担当官
砺波税務署管理運営部門担当官
南砺市税務課担当官



●新入会員紹介 (令和4年7月～令和4年12月)

1.一般会員

法人名	所在地	代表者	業種	推薦者
株式会社 上野組	小矢部市赤倉60-3	上野 光市	土木・コンクリート工事	上田好一税理士
株式会社 谷口板金	南砺市才川七1743-2	谷口 和尋	建築板金業	上田好一税理士
税理士法人 細川会計	南砺市荒木1366番地6	細川 元成	税理士業	
株式会社 さとう美装	南砺市城端623	佐藤 良介	建設業	
株式会社 大沼燃料店	小矢部市中央町2番30号	荒井 利文	LPGAS・住宅機器小売業	大家 芳夫
株式会社 駒津石油商会	小矢部市小矢部町4番30号	駒津 効	燃料小売	大同生命 太田聰
株式会社 川田電機商会	砺波市大門139番地	川田 清一	電機工事業	AIG富山 三輪雄也
有限会社 シマダ	砺波市庄川町青島1121-1	金谷 由美子	自動車部品の組立加工業	大同生命 前川真寿美

「税に関する絵はがきコンクール」賞状授与

「税に関する絵はがきコンクール」は、砺波法人会女性部会の基幹的取組みとして国税庁の後援を受け、毎年行われています。

令和4年度では、管内12の小学校から、309枚の絵はがきの申し込みがあり、「砺波税務署長賞」として、小矢部市大谷小学校6年 麻生ゆきの(アソウ ユキノ)さんが選ばされました。

令和4年12月2日には、今井女性部会長同席のもと、三浦砺波税務署長から賞状が授与されました。



令和
4年度

公益社団法人砺波法人会女性部会 税に関する絵はがきコンクール 優秀作品一覧

砺波税務署長賞

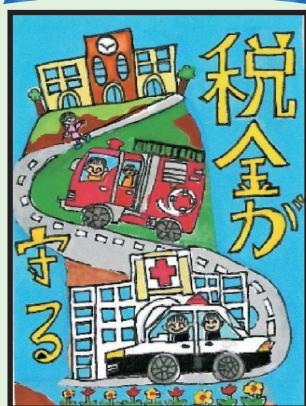
県連特別賞



麻生ゆきのさん
大谷小 6年

砺波法人会長賞

県連入賞



福岡銀河さん
大谷小 5年

女性部会長賞



磯辺悠花さん
井波小 6年

入賞6作品

県連入賞

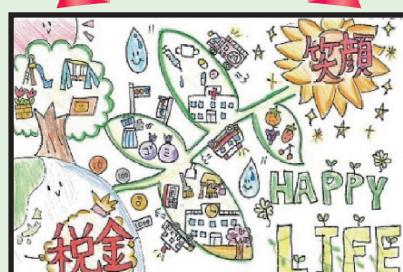


森田 莓さん
大谷小 6年



浜田柚月さん
出町小 6年

優秀賞



今田里咲さん
出町小 6年



満保知花さん
庄東小 5年



藤村虎太郎さん
大谷小 6年



寺崎和香さん
大谷小 6年

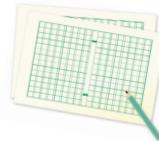


澤 勝輝さん
城端小 5年



絵葉書選考会の様子

中学生・高校生 税についての作文紹介



●高校生の部

金沢国税局長賞

ありがとう税金

富山県立砺波高等学校 一年 太田 桃花

二〇一九年十月、消費税が八%から十%に引き上げられました。まだ、消費税以外の税金を納めた経験がない私は、このことを知った時、正直な感想を言えば、「嫌だな。」と思いました。買った物の十%分もお金が「とられてしまう」んだ。と嫌悪感を抱きました。しかし、この「とられてしまう。」という感覚が、税率関係なしに、まちがっていたのだと最近になって感じています。

私は、本当に小さい頃から、アトピー性皮膚炎の症状がひどく、毎日毎日、全身にたくさんのぬり薬をぬらないといけませんでした。その薬を処方してもらうために、かなりの頻度で皮膚科に通っていました。薬を受けとる時に、同時に渡される紙には、「容器代」とかかれています、いつも百円程度だったと思います。その百円を母が払うと、病院の方が、少し大きめの袋に入ったたくさんの薬を渡してくれていました。少し強めのもの、弱めのもの、からだ用、顔用、クリームタイプのもの、軟膏タイプのもの、保湿するためのものなど、本当にたくさんの種類の大量の薬を受けっていました。その時の私は、「薬って安いんだな。」と思っていたが、最近、薬局のぬり薬のコーナーを見ていて、「薬ってこんなにも高価な物だったんだ。」と、とても驚き、それと同時に、私のためにどれだけの税金が使われ、どれだけその税金に助けられていたのかを知りました。何年も何年もたくさんの薬を使い続けました。税金で補つてもらった金額は、計り知れません。私は、その税金で補つてもらった薬のおかげで、完全に症状がなくなったわけではありませんが、昔と比べて、とても症状が和らぎました。税金に感謝しないといけない、そして、税金を納めている日本の皆さんにも感謝しなければならないと強く感じました。

税金は、人と人をつなぐものであるといえるのではないかと思います。どこかを歩いていてたまたますれちがった知らない人が、もしかしたら、私に使われた税金の一部を納めた人かもしれません。反対に、私が何かを買った時に納めた税金が、どこかの誰かの役に立ち、助けになっているかもしれません。そう考えると、「税金を納める」ということが、すごく素敵であって、支え合って生きていく社会において、とても重要であり、大切であるように感じられませんか?だから、私は、これから、税金を納める時、「十円も多く払わないといけないのか。」ではなく、「この十円が社会を支えるんだ。」という気持ちで納めたいと思います。「税金を納める」ということに対して、プラスの感情を抱いていられるよう、しっかりと働いて、立派な納税者になれるよう、たくさん学んでいきます。

砺波税務署長賞

環境を守る税の使い方

富山県立砺波高等学校 一年 藤田 葵

近年の夏はとても暑い。猛暑日が毎日のように続いている。

そこで、その地球温暖化に対する取り組みとして、一九九〇年にフィンランドで「炭素税」が導入された。すでに二酸化炭素の排出量削減に成功しているのだそう。日本でも、二〇二一年頃から導入を検討する動きがみられるが、まだ導入されていない。そんな炭素税について調べてみた。

世界では「二酸化炭素の排出量を減らそう」という動きが強まっている。そこで、課税という価格効果によって二酸化炭素排出量の削減を試みようと導入されたのが、炭素税だ。炭

素に価格を付けて商品みたいなものにすることで、企業や個人の「費用を節約したいから炭素をできる限り排出しないよう」にしよう」という心の動きを促進しているように思われる。また、日本はすでに「地球温暖化対策税」という税を取り入れている。それは石油や天然ガスなどの化石燃料の利用に際して課税される、炭素税の一種だ。しかし、本格的な炭素税が導入されている欧州に比べると十分の一に満たない低い税率であるので、増税や新たな炭素税の導入が検討されているそうだ。

炭素税には、企業や個人に金銭的負担が増えることから地球温暖化防止に自然と動き出す流れが作り出せたり、消費者の省エネ製品への買い替えを行う意欲促進につながることから省エネ製品の普及につながったり、徴収した炭素税を使用して社会問題を解決したりできるといったメリットがある。このようにお金の力でエコな社会を築くことができるのだ。しかし、メリットがある反面、炭素税が上乗せされることで更なるコストの上昇につながり、企業の成長を妨げる懼れがありたり、低所得者や大家族の税負担が増えたりするなど、デメリットもある。これに対しては、徴収した炭素税の再配分などの具体的な対策が必要なのかもしれない。

炭素税について調べてみたことで、お金の企業や個人、政府間での循環や、環境問題や社会問題に対しての有効的な活用など、税は世界中になくてはならない存在であることがよく分かった。私は今まで、税は公共機関や福祉、医療関係などで使用されるだけのものだと思っていたけれど、今問題となっている地球環境問題にも非常に役立っていることを知って驚いた。将来、年金や自動車税などたくさんの税を支払うことになるので、節約もしながらしっかりと税と向き合って生活していきたい。

砺波税務署長賞

現代社会における税の必要性

富山県立南砺福野高等学校 一年 架田 昊

税の代表例である消費税率が三年前十%に引き上げられ困惑・落胆する人、決議に憤る人が世間に溢れた記憶が鮮明に残っている。だけど僕自身当時から今に至るまで一貫してお金を搾取されていると感じたことはない。それは僕はまだ子供で自動車税や所得税とは無縁だからかもしれないがある出来事を通して税を支払う大切に気づいたのは一つの事実だ。それは僕の身内が病気で入院した時のことだ。手術也要する病気で入院も長引いたのだが諸々の費用の代金は本来かかる金額の約一割～三割の負担分しかないのだと大人から聞いた。個人の医療保険の作用も安価になる要因なのだろうがこれを聞いてとても税金を逞しく思えた。世の中にお金に困る人が沢山いる中で医療費を含む社会保障制度の充実に税金が使用されるのはとても良いことだと感じる。もしも各自に全額負担が強いられたら莫大な費用が原因で貧困層は命を落としかねないからだ。税は生活を窮地に陥れるものと認識する人もいるとメディアで見聞したがいざという時に支えてくれる必要不可欠なものと理解して欲しい。コロナ禍のいま税の働きを実感した人も多いのではないか。他にも授業で進路学習をした時、私立大学と国立大学の学費の差額に驚いた。調べると国公立は国民の税で運営しているため安いそうだ。未来を担う学生へ資金の面で手厚くサポートする使い道は優秀だと思うし家計の問題で自分の夢を諦める子が少なくなることで大学を卒業し社会に出たら、学んだことを社会に対し還元する人も増えると思う。僕はまだ進路決定をしていないが目に見えない所で多くの人の支えがあることを念頭に

おいて高校生活から歩みたい。今回、学費や医療費と税のつながりをピックアップして書いたが道路の舗装やゴミ収集など身の回りには「税のおかげで」と言えることが大量にある。しかし税は一長一短であり日本の税の仕組みには不完全な所も多いようだ。僕自身も公民の授業を経て問題意識を持つようになった。例えば累進課税では、公平性を保ち所得格差を少なくすることが謳われているが金額的に高所得者の負担が大きいデメリットもある。また公債金が鰐登りに増えているのも改善するべきだと思う。将来に負担を先送りせず国債金を少しでも増やせるように財政を見直す必要があると感じた。他にも少子高齢化が原因で高齢者一人あたりを支える生産年齢の人が減少しているのを踏まえて金銭的負担を減らせれば理想的だと思う。税は生涯付き合ってゆくものなので未成年の間はまず日頃から財政について学び問題意識を持ちたい。そして選挙権を持ったら、納税者の自覚を持ち税の課題の打開策を講じる立候補者に票を入れるなどして日本が抱える税の課題としっかり折り合いを付けていきたい。

●中学生の部

砺波税務署長賞

市産米と税と私

小矢部市立石動中学校 二年 西 汐音

五月のこと。学校から帰ると台所に、見慣れないお米が置いてあった。袋の表面には力強い筆文字で「越中富山 かんだ米」と書かれていた。私は、それがとても気になった。

「お母さん、これ、どうしたが?」

「そのお米け。小矢部市からお米の引換券もらったが。中学生以下の子供がいる世帯限定やって。十五キログラム分でも、助かる! 買ったら、何千円もするもん。うれしいわあ。」

「何で、かんだ米なが?」

「小矢部市でとれたコシヒカリと交換できるんやけど、他の地区のお米も食べてみたくない? それで隣の蟹谷地区のを選んだよ。」

母は、小矢部市がこの事業を行う理由も話してくれた。一つは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける子育て世帯への経済的支援。市民の子育てや教育を応援する。もう一つは、市産米の消費拡大。近年、米離れやコロナ禍の外食産業の不振から、米の消費量が激減し、米の価格が下がり続けている。市民に市産米を積極的に食べてもらうことは、米生産者の収入を安定させ、小矢部市の稲作農業を支えることになる。

お米券は、コロナの状況の中、子育て世帯や米の生産者にとって、とてもありがたい存在だと分かった。しかし、その費用は一体どこからくるのか疑問に思った。そこで、小矢部市のホームページで調べてみることにした。

令和四年度小矢部市の一般会計予算の歳出に「子育て世帯へのお米券配布事業費」とあった。九百八十一万五千円、大きい金額だと思った。歳出の内訳をたどっていくと、市は子育て世帯以外にも、老人や心身障害者、生活困きゅう者など、すべての市民を対象に、様々な事業を行っていることが分かった。みんなが安心して暮らすために、総額百三十二億六千九百万円が準備されていた。

では、そのお金の財源は何だろう。一般会計予算の歳入の内訳を見ると、市税や地方交付税、国県支出金など、市民一人一人が納める「税金」が、費用のもとになっていることが分かった。

私はこれまで、税金には、あまり良いイメージがなかった。百円均一のお店で買い物をしても、百円の商品に百十円を支

払わなければならないからだ。でも、お米券をきっかけに、税金の役割を学んだことで、その考えが変わった。私の納める「消費税」も、自分や他の誰かの暮らしを、影で支える力となっている。税金は、共に生きる私たちみんなの「安心」や「幸せ」につながっていると心から思えるようになった。私は将来、社会でしっかり働いて、きちんと納税ができる人になりたい。そのため今、中学校生活を頑張りたい。

「かんだ米」は甘くもちもちして、とてもおいしかった。朝はパン食が多かったけれど、ごはんの機会が増えた。秋になったら、いろいろな市産米の食べ比べをしてみたいと思う。

砺波税務署長賞

税と僕たち

小矢部市立大谷中学校 三年 池田 灯哉

僕は調べてみて税金は国民の生活を支えるために行政が使う、国民が納める金だと分かった。僕は自分の生活と税金のかかわりについて見直してみた。

僕は生まれつき脳性まひをもつていて、赤ちゃんの時は頭を打ったりして頻繁に病院に行っていた。また、しっかり手や足を動かせるようになるために訓練施設に何年も通っていた。そのことにかかる費用は保険証を介して税金で支払っていた。もし税金がなければ、相当のお金がかかり、家族にも大きな迷惑がかかってしまったと思う。また、十分な訓練を受けられず、今の暮らしはなかったかもしれない。だから、今僕が楽しく過せているのは税金のおかげだと思う。

僕だけでなく僕の母も税金に助けられた。僕の母はよく忘れ物をする人で、職場にスマホを忘れたり、家に忘れたりしていた。ある日、母が隣の市に行って帰って来た時、母のスマホがないことに気づいた。家じゅうを探しても見つからず、困っていた時、警察の方から電話がかかってきた。どうやらどこかに落としたスマホを誰かが拾って警察にとどけてくれたようだった。もし警察の方がいなかつたら悪いことを考えている人に拾われて大変なことになっていたと思った。だから警察の方にはとても感謝している。そんな僕たちの暮らしや財産を守ってくれる警察官や消防士等の方々は税金から給料をもらって生活している。僕たちの暮らしは税金によって守られているといつても過言ではない。また、僕が学習に使っている教科書も税金で買われている。僕が赤ちゃんの頃から現在にいたるまで税金が生活を支えていると分かった。

税金について調べていく上で、近年税金の無駄遣いが問題視されていることを知った。例えば「桜を見る会」だ。これは首相が開催する桜を見る行事だ。この会は安倍晋三元首相が七回も開催し、酒をふるまっていた。この費用は税金を使っているため、無駄遣いだと怒る人がいた。しかし、政治家だけではなく僕たちも税金を無駄遣いしているのではないかだろうか。例えば救急車だ。救急車は年間六百三十万回出動していて、そのため、二千六百七十億円もかかっているそうだ。しかし、その中には救急車に乗らなくてもよい軽症者も多いそうだ。そういうことが税金の無駄遣いにつながっているのではないかと思った。だから、政治家ばかり責めるのではなく、自分たちの生活も見直す必要があると思った。

これからの日本では今よりも災害などが増えて、税金を使う機会も増えるかもしれない。そして、その税金を納めるのは僕たちだ。その時は、僕が大人になるための税金を納めてくれた人々に感謝して、国民、政治家ともに無駄遣いしないように気を付けながら、未来の子供たちのためにしっかり納めていきたい。

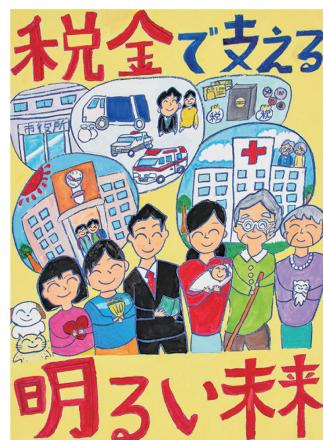
小学生・中学生 ポスター 受賞作品

● 小学生の部



砺波北部小学校 六年
吉崎 瑞央

金賞



金賞

大谷小学校
五年
福岡 銀河



金賞

福光中部小学校
六年
松本 志唯



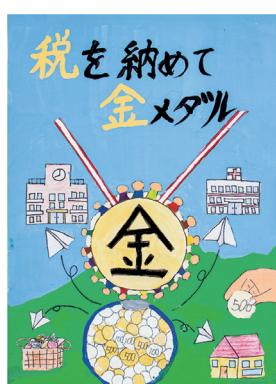
鷹栖小学校
六年
本田 達也

銀賞



津沢小学校
六年
正来 英

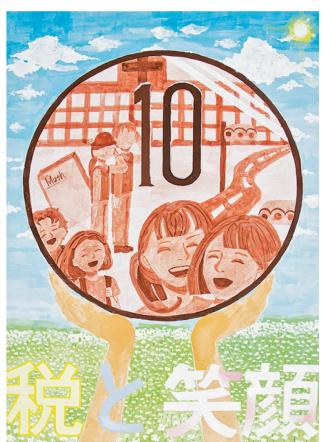
銀賞



福光中部小学校
六年
森 榎乃

銀賞

● 中学生の部



庄川中学校
一年
松井 七海

金賞



津沢中学校
三年
船見 祐暢

金賞



庄川中学校
一年
柴垣 乃絢

銀賞



石動中学校
三年
八谷 紗香

銀賞



吉江中学校
二年
中嶋 乃々葉

銀賞



井波中学校
一年
中川 風人

銀賞



井波中学校
三年
丸山 実咲

銀賞

小学生 書 受賞作品



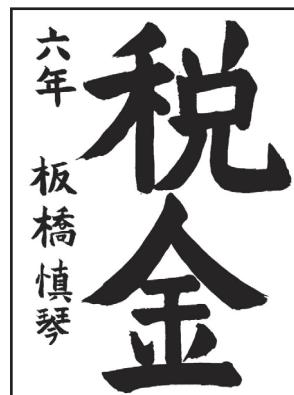
金賞



金賞



金賞



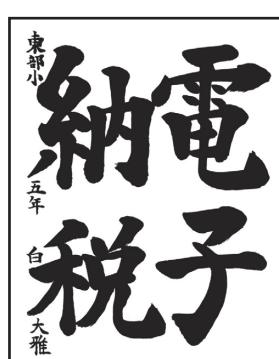
金賞



銀賞



銀賞



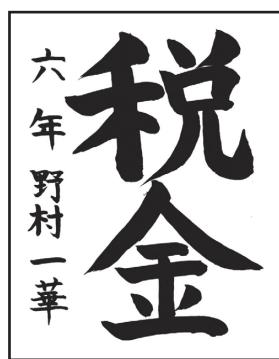
銀賞



銀賞



銀賞



銀賞

小学生

砺波市	金賞	出町小学校 五年 守田秀澄	密させて 自宅で納税 スマホから
	銀賞	庄東小学校 六年 若森光祐	欲しいもの 買うたび 僕も納税者
		庄東小学校 五年 中村心音	税を知ろう しくみや使いみち 未来のために

標語

小矢部市	金賞	大谷小学校 六年 日光嵩琉	納税で 明るい未来の まちづくり
	銀賞	蟹谷小学校 六年 上田大翔	税金を 正しく使って よい世の中

受賞作品

南砺市	金賞	井波小学校 六年 山崎煌太	税金は 夢を支える 大切なもの
	銀賞	井波小学校 六年 藤井星空	税金は みんなの暮らし 安全に
		井波小学校 五年 松平健汰	納税で 日本の未来を 作っていく

税理士会だより

「インボイス登録申請について」

税理士 中村総一郎

Q：私は飲食店を経営しています。

消費税「インボイス制度」の登録申請期限が令和5年3月末に迫っているとのことです。周りの経営者に尋ねても、申請を済ませた経営者は半分程度の印象です。そろそろ判断をしなければなりませんが、インボイスの登録申請はしたほうがよいのでしょうか。

令和4年9月末現在、金沢国税局管内の消費税課税事業者（法人・個人事業者含む）の51%がインボイスの登録を済ませているようです。筆者の私見ですが、令和5年の3月末の申請〆切時点では、9割以上の事業者が登録申請するのではないかと予想しています。

まずは、簡単にインボイス制度のポイントをおさらいしてみましょう。

① 「インボイス」とは、これまで発行してきた「請求書」「領収書」「納品書」等に新たに次の事項を加えたもの。

- ・国税庁が発行する登録番号
- ・適用税率(10%・8%)
- ・税率毎に区分した消費税額

② 「インボイス」の本質は、「わが社の発行する請求書、領収書は、受領側で『仕入税額控除』できるお墨つきのものですよ！」という機能があるところ。

- ・インボイス登録済みの請求書・領収書 → (受領側で) 仕入税額控除 ○
- ・インボイス未登録の請求書・領収書 → (受領側で) 仕入税額控除 ×

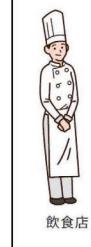
(注) 「仕入税額控除」=事業者が消費税を計算するうえで、仕入、経費等、支払いに係る消費税額を控除できる仕組みのこと。

③ ただし「インボイス」の登録事業者になるためには、消費税の「課税事業者」である必要あり。(免税事業者のままでは登録申請ができない)

したがって、御社がインボイスの登録申請を選択しない場合、請求書・領収書を受領したお客様の側で、「仕入税額控除」ができなくなる事態が予想され、そこを容認できるか否かが、御社の申請の判断ポイントになると思われます。

ちなみに、お客様に事業者(=消費税の申告義務者)は存在せず、すべて一般消費者のお客様ばかりのような業種(例：学習塾)の場合は、お客様の側で不利益を被ることがなく、あえてインボイスの登録申請を要しない場合もあると思われます。ご参考になさってください。

《販売先による考え方》

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種(例)	建設業・製造業等  建設業(ひとり親方) 製造業	飲食店・花屋等  飲食店 花屋	学習塾・ゲームセンター等  学習塾 ゲームセンター
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売(例えば、飲食店での法人の接待利用など)の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する	販売先に事業者がいない限り、インボイス発行事業者になる必要はない

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。
- 現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

申請手続

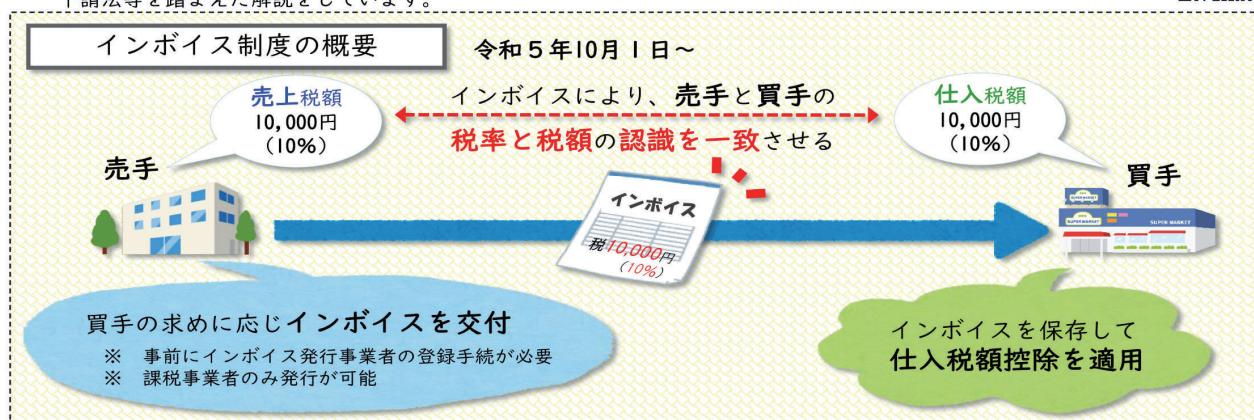


① 国税庁
ホームページへ

② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

税務署だより

キャッシュレスで国税の納付ができます！

◎キャッシュレス納付

- ・国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
- ・国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

◎キャッシュレス納付手段

① ダイレクト納付



【こんな方におススメ】
e-Taxで申告されている方、源泉所得税など
頻繁に納付手続をされている方

- 【納付方法】
パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付
- 【事前手続】
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

② 振替納税



【こんな方におススメ】
申告所得税や個人事業者の消費税の確定
申告書を毎年提出する必要のある方

- 【納付方法】
預貯金口座から自動的に引落し
- 【事前手続】
振替依頼書の提出
※令和3年1月からe-Taxによる提出が可能になりました。

③ インターネットバンキング

【納付方法】

インターネットバンキング等による納付

【事前手続】

e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約の締結

④ クレジットカード納付

【納付方法】

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続

※ 納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。



さあ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナーから

作成コーナー



例年、確定申告会場は大変混雑します。
申告書の作成・提出には、**申告相談会場に出向かず、ご自身のスマートフォンやパソコンからの電子申告（e-Tax）**をお勧めしております。
また、確定申告会場へ入場する際には、**入場整理券が必要となります。**
「入場整理券」の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書の作成が可能です。

- 作成された確定申告書をe-Taxで送信（提出）する方法としては、
- ① **マイナンバーカードを使って送信（マイナンバーカード方式）**
※ マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン、もしくはICカードリーダライタが必要となります。
 - ② **IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式）**
※ 事前に税務署にて、「ID・パスワード」の発行が必要です。
- の2種類があります。



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要*

*一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間*
いつでも

*メンテナンス時間
を除きます



早期
還付

3週間程度で還付！
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、e-Taxの利用を是非ご検討ください！



砺波税務署

市役所だより

富山県内のすべての市町村において、**給与所得者に係る個人住民税の特別徴収(給与からの引き去り)を徹底しています。**法令によりすべての事業所で特別徴収の方法により納めることが原則となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にして正しく作成してください。

また、令和5年1月31日(火)までに給与受給者の住所地の市町村へ提出してください。

作成上の留意点

- 給与支払報告書は、個人番号の記載が必要となっています。
- 前職分の給与額を含んでいる場合は、摘要にその支払者の所在地、名称、支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
- 給与支払報告書(総括表)は記入漏れのないようにしてください。

※ 地方税電子申告(eLTAX)による提出もできますので、ご利用ください。

なお、税務署に提出した前々年(令和3年)給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上あった場合は、eLTAX等による提出が義務づけられています。

償却資産(固定資産税)の申告

毎年1月1日現在(賦課期日)、市内で事業(製造業、販売業、建設業、農業など)のために使用している償却資産を所有されている法人や事業主の方は、地方税法及び税条例の規定により償却資産の所在する市町村へ当該資産の所有状況について申告する義務があります。

申告期限

令和5年1月31日(火)

提出書類

- ① 償却資産申告書(必須)
- ② 種類別明細書(必須)
- ③ その他必要な添付書類(課税標準の特例の適用を受ける場合など)

対象資産の種類

構築物及び建物付属設備(舗装駐車場・内装など)、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具(自動車税対象車両除く。)、工具・器具及び備品など

- 廃業・解散などの場合や資産の増減がない場合でも、その旨を記載し申告書を提出してください。
- 地方税電子申告(eLTAX)による申告も可能ですので、ご利用ください。
- 様式は、各市の税務課のホームページからダウンロードできます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送での提出をお願いいたします。

詳しくは各市の税務課へ

砺波市税務課
小矢部市税務課
南砺市税務課

TEL(0763)33-1111
TEL(0766)67-1760
TEL(0763)23-2005



Business Guard



AIG 損保

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款／個人情報漏洩特約
危機管理コンサルティング費用特約／危機管理実行費用特約

マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。

また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。

貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

富山支店

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル9階

TEL. 076-432-6232 FAX. 076-442-4885

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくな、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。2022年2月時点の内容です。

(22-073007)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気や
ケガの
備えに



医療保険

EVER
Prime

心配な
「がん」の
備えに



NEW

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保険
会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

富山支社 〒930-0044 富山県富山市桜橋通り2-25富山第一生命ビルディング7F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアラント生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会総連合

P22115 AFツール-2022-0309-2211033 8月4日

会社になくてはならないもの

— 働くみんなの健康

畠山 健康って、最高の演技をしたり、仕事のパフォーマンスを高めたりするうえで、欠かせないものですよ。

北原 本当にそうですね。会社は、もちろん売上や利益も大切ですが、従業員がいないと成り立ちません。

最近では、企業が従業員の健康管理に投資することによって、企業価値や収益性が向上するということもわかつてきました。また、従業員にとつても、自らが働き方や生活習慣を見直すことで、ワークライフバランスが高まり、仕事に対する

モチベーションも上がりります。このように、将来的企業価値や業績の向上につながられる「従業員の健康管理」を、経営の視点から戦略的に実践していく、それが健康経営®の基本となる考え方です。

**企業の未来をつないでいく
生命保険を、これからも**

畠山 健康経営は、事業を継続・発展させていくうえでもメリットがあるということですね。健康経営を推進していくために、ポイントはありますか？

北原 健康経営を推進するためには、楽しく健康づくりに取り組む

会社みんなの健康が中小企業の未来をつくる。

大同生命は中小企業の健康経営を応援しています。

その安心で、企業とともに未来をつくる。



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

富山支社/富山県富山市本町9-10(大同生命富山ビル5F) TEL 076-432-4369

●発行 公益社団法人 研波法人会 〒939-1332 富山県砺波市永福町6-28 砧波商工会議所 3階

広報委員長 澤田 勇 電話 0763-33-1544 FAX 0763-33-4173 印刷／有限会社 誠文社
ホームページアドレス <http://www.tonamaho.com/> Eメール tonami-h@violin.ocn.ne.jp

「会社みんなで KEN CO +」の商品概要は
当社HPをご覧ください。



「会社みんなで KEN CO +」の商品概要は
研究会の商標登録です。

ことがポイントのひとつだと思います。全国の中小企業経営者の方から「健康経営を通じて会社を活性化したい」「従業員の保障を幅広く確保したい」といった声をいただき、2022年1月「KENCO SUPPORT PROGRAM」と障害を一体化した新しい保険商品「会社みんなで KEN CO +」を発売しました。幅広い保障で、さまざまなリスクにそなえるとともに、健康増進特典により健康経営を推進し“病気の予防”も同時に見えるのが大きな特長です。また、いつでもどこでも、簡単な手続きにより、会社のみなさんで加入しやすい保険としました。